

産業活性化基金事業補助金

の

ご案内

事業者のやる気を育てる「既存産業の成長促進」や「企業誘致などの新事業創出」への支援、様々な人・団体などがつながりをもつ「産業間連携等の促進」、地域資源の活用・発掘による「稼ぐ力」の強化など、町内の商工業、農業を含む事業者が持続的に発展することができる地域経済の実現を目指すため、産業の活性化を図る事業に対し、補助金を交付します。是非、ご活用ください。

〔熊取町 住民部産業振興課〕

■産業活性化基金事業補助金一覧

事業名＜補助金名＞	補助率	補助 限度額	頁	補助対象経費
I 熊取ブランド創造支援事業				
① ブランド施策等推進活動事業補助金	10/10	50万円	3	12
② 商品化促進支援事業補助金	2/3	75万円	3	1,2,3,4,5,6,7,10
③ 販売力強化支援事業補助金	2/3	50万円	4	3,9,10,11
II 「くまとりやもん」販売促進事業				
① 認定商品販売促進事業補助金	2/3	10万円	5	3,10,11
② 「熊取コロッケ」販売促進事業補助金	1/2	10万円	5	10・13
③ 戦略作物栽培補助金	—	150円/10kg	5	—
III 熊取ブランド・にぎわい創造支援事業				
① 地域・産業活性等イベント支援事業補助金	10/10	50万円	6	12
IV 創業支援事業				
① 駅周辺近隣商業地域事業所開設支援補助金	2/3	75万円	7,8	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10
② 駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金	2/3	1,000万円	7,8	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10
③ 町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金	2/3	50万円	7,8	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10
④ キッチンカー開設支援補助金	2/3	50万円	7,8	7,8,9,10
⑤ 企業立地促進補助金	2/3	500万円	7,8	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10
⑥ 雇用促進奨励金	—	5万円/人	7,8	—
⑦ 企業誘致（遊休不動産対策）協力奨励金	—	10万円	7,8	—
V 既存事業者支援事業				
① スマート化による生産性向上補助金	2/3	75万円	9	1,2,3,5,6,7,8,16
② BCP（事業継続計画）セミナー等開催支援補助金	10/10	10万円	9	1,2,3,5,9,10
③ キャッシュレス決済システム導入補助金	2/3	5万円	9	14

Ⅵ 6次産業化支援事業					
① 商品化促進支援事業補助金	2/3	75 万円	10	1.2.3.4.5.6.7.8.10	
② 販売力強化支援事業補助金	2/3	50 万円	10	3.9.10.11	
Ⅶ 農業事業者支援事業					
① 農作物庭先販売支援補助金	2/3	15 万円	11	3.4.7.8.10	
② スマート化による農業生産性向上補助金	2/3	100 万円	11	1.2.3.5.6.7.8.16	
③ 農業用ハウス建設補助金	2/3	300 万円	11	3.7.8.15	
Ⅷ 中小企業経営支援（信用保証料補助）事業					
① 小規模企業サポート資金【市町村連携型】信用保証料補助	10/10	限度額なし	12	—	
② 小規模企業サポート資金【小規模資金】信用保証料補助	1/2	5 万円	12	—	
③ 経営安定サポート資金【経営安定資金】信用保証料補助	1/2	5 万円	12	—	
④ 開業・スタートアップ応援資金【開業資金】信用保証料補助	10/10	10 万円	13	—	
⑤ 開業・スタートアップ応援資金【地域支援ネットワーク型】信用保証料補助	10/10	10 万円	13	—	
Ⅸ 中小企業経営支援（利子補給金）事業					
① 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金	1/2	限度額なし	14	—	
② 女性・若者/シニア起業家支援資金利子補給金	1/2	限度額なし	15	—	
補助対象経費一覧表			16.17.18.19		
補助対象者の要件			19		
産業活性化基金事業補助金 Q&A			追 記 1～13		

1. 新たな熊取ブランドの創造を広く支援します

【熊取ブランド創造支援事業】

① ブランド施策等推進活動事業補助金

熊取ブランドの推進のための事業を企画、普及活動の立案などを行う団体を支援します。

補 助 限 度 額	50万円		
補 助 率	10/10		
補 助 対 象 者	・熊取町商工会 ・大阪泉州農業協同組合 ・くまとりにぎわい観光協会 ・ほか、町長が指定する団体		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1年度内に1回
補 助 対 象 経 費	12		

② 商品化促進支援事業補助金

熊取ブランドとして新たな商品を生み出すための、調査研究や試作品の開発及び商品化に要する経費を支援します。

補 助 限 度 額	75万円		
補 助 率	2/3		
補 助 対 象 者	本町内に主たる事業所を有している者 ・中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する個人又は法人） ・NPO法人 ・大阪泉州農業協同組合 ・ほか、町長が認める者		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・事業期間内に商品化をすること。 ・事業期間内に熊取ブランド創造会議において「くまとりやもん♪」としての認定を受けること。		
補 助 対 象 経 費	1・2・3・4・5・6・7・10		

③ 販売力強化支援事業補助金

前年度、熊取ブランドとして新たに開発された商品の販路を町内外へ拡大するために要する経費を支援します。

補 助 限 度 額	50万円		
補 助 率	2／3		
補 助 対 象 者	本町内に主たる事業所を有している者 ・ 中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する個人又は法人） ・ NPO法人 ・ 大阪泉州農業協同組合 ・ ほか、町長が認める者		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・ 前年度、商品化促進支援事業補助金を活用して開発された新たな商品が対象		
補 助 対 象 経 費	3・9・10・11		

Ⅱ. ブランド認定した事業者へ販路拡大の経費を 支援します

【「くまとりやもん」販売促進事業】

① 認定商品販売促進事業補助金

熊取ブランド創造会議において、「くまとりやもん」として新たにブランド認定された商品の販路を拡大するための広告・宣伝に要する経費を支援します。

② 熊取コロッケ販売促進事業補助金

「くまとりやもん」として認定されている熊取コロッケの販売等、販売促進に要する経費を支援します。

③ 戦略作物栽培補助金

「くまとりやもん」として認定されている戦略作物の出荷量に応じ補助します。

補 助 限 度 額	①②10万円 ③150円/10kg		
補 助 率	①2/3 ②1/2 ③10/10		
補 助 対 象 者	①熊取ブランド創造会議において、「くまとりやもん」として新たにブランド認定された商品を町内において製造・販売又は加工を営む事業者 ②熊取コロッケの販売取扱い等、販売促進に取り組む事業者 ・中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する個人又は法人） ・NPO法人 ・大阪泉州農業協同組合 ・ほか、町長が認める者 ③町内耕作地で対象作物の当年産の作付けが確認でき、JA等、市場へ出荷している農業事業者		
補 助 期 間	①②③当該年度内	補 助 回 数	①については一認定品につき1回 ②③については一事業者につき1年度内に1回
主 な 要 件	①新たに認定された「くまとりやもん」に限定した広告・宣伝費を支援します。 ②販売時に必ず「熊取コロッケ」の商品名を使用して販売すること。 ③品種は里芋に限る。		
補 助 対 象 経 費	① 3・10 ② 10・13 ③数量が確認できる出荷伝票を提出すること。		

Ⅲ. 熊取ブランドの創造、地域の活性化に繋がる イベントなどの経費を支援します 【熊取ブランド・にぎわい創造支援事業】

① 地域・産業活性等イベント支援事業補助金

熊取ブランドの創造、産業振興及び地域の活性化に繋がるイベントなどの開催に要する経費を支援します。

補 助 限 度 額	50万円		
補 助 率	10/10		
補 助 対 象 者	・農業祭実行委員会 ・ほか、町長が認める者		
補 助 期 間	当該年度内	補助回数	一事業者につき1年度内に1回
補 助 対 象 経 費	12		

Ⅳ. 町内での創業を目的とした、事業所開設に要する経費を支援します。

【創業支援事業】

- ① 駅周辺近隣商業地域事業所開設支援補助金
- ② 駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金
- ③ 町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金
- ④ キッチンカー開設支援補助金
- ⑤ 企業立地促進補助金
- ⑥ 雇用促進奨励金
- ⑦ 企業誘致（遊休不動産対策）協力奨励金

空き家対策も含め、特に熊取駅周辺の近隣商業地域の活性化に重点を置き、予算の範囲内で開設支援補助を行います。

補 助 限 度 額	① 75万円（町内遊休不動産（※空き家、空き店舗に限定）に限る。） ※業種が飲食業の場合 限度額150万円 ② 1,000万円（熊取駅前夢広場、町道熊取駅前線沿線の開設に限る。建物本体は購入費は除く。） ※ただし、熊取駅西交通広場沿線の開設の場合 限度額500万円 ③ 50万円（町内遊休不動産（※空き家、空き店舗に限定）に限る。） ④ 50万円（車両本体購入費は除く。） ⑤ 500万円（町が指定する地域に限る。） ⑥ 5万円／人（町内に住所を有する者を正規雇用した場合に限る。） ⑦ 10万円（固定資産税分に限る。）		
補 助 率	①②③④⑤ 2／3 ⑥⑦ 10／10		
補 助 対 象 者	①③④創業前の中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する個人又は法人）で当該補助事業の完了までに、個人にあっては町内に住所を有し、個人事業の開業届出書を提出した者、法人にあっては、町内に本店を有し、商業・法人登記が完了している者（大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン契約店舗は除く。） ②町内駅周辺指定地域において事業所を設置する、個人にあっては町内に住所を有し、法人にあっては事業所に係る地方税を本町に納付するもの（町外の事業者が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合も含む。大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店は除く。） ⑤町が指定する地域において事業所を設置する、個人にあっては町内に住所を有し、法人にあっては事業所に係る地方税を本町に納付するもの（町外の事業者が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合も含む。大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店は除く。） ⑥は①②⑤対象事業者（正規雇用契約書添付のこと。） ⑦事業用地、事業用建物を所有している者（①.②.③.⑤に関係する誘致協力者。※ただし、誘致事業所が固定資産税を負担している場合は除く。納税証明書添付のこと。）		
補 助 期 間	当該年度内	補助回数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・個人にあっては65歳未満であること。（⑥⑦は除く。） ・熊取町商工会の会員である者（営業開始後2ヶ月以内に会員となること		

	を見込む者も含む。) ・開業後 5 年以上事業を継続することが見込まれる者（5 年未満に廃業した場合は、補助金を返還すること。） ・BCP を策定すること。（策定済みの場合、その計画書を提出してください。）（⑥⑦は除く。） ・②について熊取駅前夢広場沿線はビルイン型店舗でも対象としますが、町道熊取駅前線沿線は、路面型店舗（独立型）を対象とします。 ・④キッチンカー開業支援については車両本体購入費は除く。 ・④キッチンカーを災害時に活用することに協力できる事業者 ・町の事業に協力できる事業者 ・申請者（新規創業者）は、熊取町商工会等が実施する「創業支援セミナー」、熊取町商工会が実施する「BCP セミナー」を受講すること。 ・WEB 上の産業振興プラットフォームでの事業者周知活動に協力すること。 ・⑥雇用を証する書類（雇用契約書等）を提出すること。 ・⑦固定資産税納税証明書を提出すること。
補 助 対 象 経 費	①②③⑤ 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 ④ 7・8・9・10

**V. 業務の効率化・省力化を目的とした、生産性の向上・事業継続・
キャッシュレス決済に取り組む経費を支援します。**

【既存事業者支援事業】

- ① スマート化による生産性向上補助金
- ② BCP（事業継続計画）セミナー等開催支援補助金
- ③ キャッシュレス決済システム導入補助金

補 助 限 度 額	①75万円 ②10万円 ③5万円		
補 助 率	①③2/3 ②10/10		
補 助 対 象 者	①③中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する個人又は法人）で町内に主たる事業所を有している者、かつ①は熊取町商工会の支援をうけ、労働生産性について、1年後の伸び率が3%以上の生産性向上を目標とした計画を作成する事業者（大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン契約店舗は除く。） ②熊取町商工会、ほか、町長が認める者		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・熊取町商工会の会員である者（営業開始後2ヶ月以内に会員となることを見込む者も含む。） ・5年以上事業を継続することが見込まれる者（5年未満に廃業した場合は、補助金を返還すること。） ・BCPを策定すること。（策定済みの場合、その計画書を提出してください。）（②は除く。） ・WEB上の産業振興プラットフォームでの事業者周知活動に協力すること。 ・①に関して労働生産性3%以上向上を目標とし、様式第2号の事業計画書、事業の目標、成果設定項目に記載すること。 計算式は次のとおりで投資年度を含む5年度分を記載すること。 労働生産性＝付加価値額／労働者数 付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課 費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費		
補 助 対 象 経 費	①1・2・3・5・6・7・8・16 ②1・2・5・9・10・12 ③14		

VI. 地元農林水産物を利用した6次産業化を支援します

【6次産業化支援事業】

①商品化促進支援事業補助金

新たな地元農林水産物の加工品を生み出すための、調査研究や試作品の開発、商品化及び施設整備に要する経費を支援します。

補 助 限 度 額	75万円 ※他産業と農林水産業の連携による商品化の場合上限 100 万円		
補 助 率	2 / 3		
補 助 対 象 者	次の全てに該当すること。 ・個人にあっては町内に住所を有し、法人にあっては事業所に係る地方税を本町に納入し（町外の事業者が新たに町内に事業者を設置し事業を開始する場合も含む。大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店は除く。）、町内に耕作地または生産地を有する農林水産業者 ・農業者にあっては認定新規就農者または認定農業者であること。 ・事業実施年度の末日から起算して5年以上、事業を継続することが見込まれる者（5年未満に廃業した場合は、補助金を返還すること。）		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・地元農林水産物を使用すること。 ・事業期間内に商品化をすること。		
補 助 対 象 経 費	1・2・3・4・5・6・7・8・10		

② 販売力強化支援事業補助金

前年度に開発された新たな地元農林水産物の加工品の販路を町内外へ拡大するために要する経費を支援します。

補 助 限 度 額	50万円		
補 助 率	2 / 3		
補 助 対 象 者	次の全てに該当すること。 ・個人にあっては町内に住所を有し、法人にあっては事業所に係る地方税を本町に納入し（町外の事業者が新たに町内に事業者を設置し事業を開始する場合も含む。大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店は除く。）、町内に耕作地または生産地を有する農林水産業者 ・農業者にあっては認定新規就農者または認定農業者であること。 ・事業実施年度の末日から起算して5年以上、事業を継続することが見込まれる者（5年未満に廃業した場合は、補助金を返還すること。）		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・前年度、商品化促進支援事業補助金を活用して開発された新たな地元農林水産物の加工品が対象です。		
補 助 対 象 経 費	3・9・10・11		

Ⅶ. 業務の効率化・省力化を目的とした生産性向上や 地産地消に取り組む経費を支援します

【農業事業者支援事業】

- ① 農作物庭先販売支援補助金
防犯カメラ、商品展示台などの設置補助
- ② スマート化による農業生産性向上補助金
- ③ 農業用ハウス建設補助金

補 助 限 度 額	①15万円 ②100万円 ③300万円		
補 助 率	①②2/3 ③4/5（新規就農者）2/3（既存農業者）		
補 助 対 象 者	①②③次の全てに該当すること。 町内に住所を有し、町内に耕作地を有する農業者 ②③認定新規就農者または認定農業者であること。		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	一事業者につき1回
主 な 要 件	・事業実施年度の末日から起算して5年以上、農業に従事すること。（5年未満に離農の場合は補助金を返還すること。） ①ホームページ、MAP掲載等の周知活動に協力すること。 ②スマート化による年間農作業時間の削減と所得の増額を目標とすること。 様式第2号の事業計画書の「事業の目標、成果設定」項目に現在の年間農作業時間と目標の年間農作業時間を記載してください。 ②③自己所有農地もしくは公的な手続きにより貸借された町内の農地にて使用する機器や施設が対象となります。 ②③に関してはWEB上の産業振興プラットフォームでの事業者周知活動に協力すること。		
補 助 対 象 経 費	①7・8・10 ②1・2・3・5・7・8・16 ③1・2・3・5・6・7・15		

VIII. 中小企業の経営を支援します

【中小企業経営支援（信用保証料補助）事業】

大阪府制度融資を活用する以下の①から⑤については、直近の3年間において信用保証料にかかる本町の補助を受けていないことが採択要件となります。

① 小規模企業サポート資金【市町村連携型】信用保証料補助

小規模事業者の元気アップを後押しし、経営力・成長力の向上を支援します。

補 助 限 度 額	なし		
補 助 率	信用保証料支払額の全額		
補 助 対 象 者	・町内に所在する事業所のために必要な事業資金として融資を受けた方 ・6か月以上町内において事業を営んでいる方 ・融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	制限なし

② 小規模企業サポート資金【小規模資金】信用保証料補助

小規模事業者の元気アップを後押しし、経営力・成長力の向上を支援します。

補 助 限 度 額	5万円		
補 助 率	信用保証料支払額の1 / 2		
補 助 対 象 者	・町内に所在する事業所のために必要な事業資金として融資を受けた方 ・6か月以上町内において事業を営んでいる方 ・融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方 ・補助金申請日時点で町・府民税を滞納していない方		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	制限なし

③ 経営安定サポート資金【経営安定資金】信用保証料補助

経済情勢悪化の影響を受けている中小企業への経営安定を支援します。

補 助 限 度 額	5万円		
補 助 率	信用保証料支払額の1 / 2		
補 助 対 象 者	・町内に所在する事業所のために必要な事業資金として融資を受けた方 ・6か月以上町内において事業を営んでいる方 ・融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方 ・補助金申請日時点で町・府民税を滞納していない方		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	制限なし

④ 開業・スタートアップ応援資金【開業資金】信用保証料補助

新たな開業を支援します。

補 助 限 度 額	10万円		
補 助 率	信用保証料支払額の全額		
補 助 対 象 者	・町内に所在する事業所のために必要な事業資金として融資を受けた方 ・事業開始2か月前又は事業を開始して1年未満の方 ・融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方 ・補助金申請日時点で町・府民税を滞納していない方		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	同一事業 1回限り

⑤ 開業・スタートアップ応援資金【地域支援ネットワーク型】信用保証料補助

新たな開業を支援します。

補 助 限 度 額	10万円		
補 助 率	信用保証料支払額の全額		
補 助 対 象 者	・町内に所在する事業所のために必要な事業資金として融資を受けた方 ・事業開始2か月前又は事業を開始して1年未満の方 ・融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方 ・補助金申請日時点で町・府民税を滞納していない方		
補 助 期 間	当該年度内	補 助 回 数	同一事業 1回限り

IX. 中小企業の経営を支援します

【中小企業経営支援(利子補給金)事業】

① 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給金

商工会の推薦を受け小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を受けている小規模事業者の経営改善を支援します。

補 助 限 度 額	なし		
補 助 率	融資額500万円にかかる償還利子の1/2		
補 助 対 象 者	・町内において事業を営んでいる者であって、法人にあつては町内に本店登記を有し、個人事業主にあつては町内に在住している者 ・町税及び町債務を滞納していない者 ・熊取町商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫が中小企業者を対象におこなう小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を受けた者、若しくは新型コロナウイルス対策マル経融資を受けた者		
補 助 期 間	5年間	補 助 回 数	制限なし
主 な 要 件	・新型コロナウイルス対策マル経融資については、特別利子補給金受給期間は補助対象外とする。		

② 女性・若者/シニア起業家支援資金利子補給金

日本政策金融公庫の起業家支援融資を受けている小規模事業者を支援します。

補 助 限 度 額	なし		
補 助 率	融資額500万円にかかる償還利子の1/2		
補 助 対 象 者	・町内において事業を営んでいる者であって、法人にあつては町内に本店登記を有し、個人事業主にあつては町内に在住している者で、新たに事業を始めるための女性・若者/シニア起業家支援資金融資を受けた者 ・町税及び町債務を滞納していない者		
補 助 期 間	5年間	補 助 回 数	制限なし
主 な 要 件	—		

補助対象経費一覧表

補助対象事業の遂行に直接必要となる経費として明確に区分できるもので、補助金交付指令書発行以降に、発注、購入、契約等の支出行為を行い、補助対象期間内に支払いが完了している次に掲げる経費が対象となります。

補助対象経費の細目		内 容
1	専門家への 報償費・旅費	事業を遂行するに当たり、その分野でのノウハウ・スキルが不足している場合、その課題を明確にした上で、「課題解決」のために必要な外部の専門家の指導・助言を受ける対価（研修費を含む。）として支払われる経費及び専門家の来訪等に要する経費 1. 「業務依頼書」（依頼内容が事業を遂行に必要なものであり、その内容が具体的に記載されていること。）等の書面により確認ができること。また、謝金額については、規定等に基づく額か、社会通念上適正な額であること。 2. 指導等を受けるごとに、報告書（日時、出席者、実施内容等）を作成すること。 3. 経営等に関する顧問契約は対象外です。 4. 補助金事業の事務手続きに関する指導等は対象外です。
2	旅費	新たな商品開発等に当たり、先進事例等の視察等に要する交通費及びイベント会場・展示会等への交通費に要する経費。ただし、1回当たりの交通費の上限は5万円とする。 1. 「視察等報告書」（視察の必要理由、視察内容、視察後の報告等が具体的に記載されていること。）等を作成すること。 2. 視察は1事業に対し1回（1名分）とする。 3. 飲食費は対象外です。 4. 宿泊費は対象外です。
3	事務費	事業を執行するに当たり必要となる、事務費に要する経費（消耗品費、印刷製本費、資材費、役務費、ソフトウェア等の購入及び改良費等） 1. 人件費及び飲食費は対象外です。 2. 車両の車検及び修繕等に係る経費は対象外です。
4	原材料費	商品・サービスの開発に直接使用し、消費される主要原料、主要材料、副資材、部品等の購入に要する経費 1. 販売のための材料費（仕入れ）は対象外です。 2. 原材料費は、商品試作や技術開発の必要最小限の数量の購入に留め、原材料ごとの使用状況（数量、金額等）がわかるよう管理を行うこと。 3. 未使用となった原材料費は対象外です。

5	委託費	事業の遂行に直接必要となる、研究・開発・製造・市場調査・調査分析等を外部に委託するために要する経費
		1. あらかじめ企画書、仕様書等により委託内容が明確になっており、終了後に「成果報告書」を作成すること。
6	賃借料	事業を遂行するに当たり必要となる、事業所（事務所、店舗、工場等）の賃料
		事業所賃借料（敷金、礼金、仲介手数料等賃借契約に関する諸費用は除く。事業所賃借料は事業開始から 12 ヶ月以内）
7	備品費	事業所の開設に係る設備、備品購入費用（備品購入費は補助限度額の 1 / 2 まで。ただし、Ⅳ-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金、Ⅳ-⑤企業立地促進補助金は除く。）
		1. 汎用性が高く使用目的が特定できないものは対象外です。ただし、Ⅴ-①、Ⅶ-②スマート化に伴う関連機器購入費（汎用端末購入費：パソコン等含む。）は対象となります。 2. 車両の購入に係る経費は対象外です。 3. 取得価格には、消費税は含まれます。 ※備品とは、性質・形状が変わることなく、原型のまま比較的長時間にわたって使用又は保存に耐えうる物品を指します。
8	改築・改装費	事業を遂行するに当たり必要となる、事務所・店舗等の改築・改装に要する経費。インターネット接続工事費等（通信費は除く。）
		事業所の改築、改修費用に要した経費を補助対象経費とします。（補助限度額の 1 / 2 まで、ただし、Ⅳ-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金、Ⅳ-⑤企業立地促進補助金は除く。） ※ただし、次に掲げる費用を除く。 ・専用住居として使用する部分にかかる費用 ・自家用車庫として使用する部分にかかる費用 ・店舗に関わらない外構工事にかかる費用 ※改築とは、床面積を変えず間取り等の変更を行うことを指します。 ※改装とは、床面積や間取りも変えず内外装を改めることを指します。
9	使用料	事業を遂行するに当たり、イベント会場の使用料及び商品の販路拡大のための展示会等への出店料に要する経費
		1. 販売を目的とした催事等に係る経費は対象外です。 2. 事業対象外のものとともに展示等を行う場合は対象外です。
10	広報費	事業を遂行するに当たり必要となる、広告・宣伝、ホームページ作成及び CM 作成に要する経費
		1. 補助対象となっている商品及び事業等が対象となります。 2. 他の既存商品等とともに掲載される場合は対象外です。
11	知的財産権の取得費	補助対象事業として新たに開発された商品等について、知的財産権を取得するために要する経費
		1. 初期の申請に係る申請費用、手続き代行費用が対象です。 2. 取得した権利は、補助対象者に帰属することが必要です。

		3. 補助対象期間内に手続きは完了すること。
1 2	事業費	事業を遂行するに当たり必要となる、謝礼費、消耗品費（プリンターなどの軽微な備品含む。）、印刷製本費、原材料費、役務費、会場設営費、警備委託費などの経費 1. 人件費及び飲食費は対象外です。ただし、会議等におけるお茶等の賄いは対象とします。 2. 販売のための材料費（仕入れ）は対象外です。
1 3	熊取コロッケ購入費	熊取コロッケ販売促進に係る熊取コロッケの購入及び作成に要する経費 1. 熊取町商工会が販売する熊取コロッケ（冷凍）の購入費が対象です。 2. 熊取コロッケ作成に要する原材料費が対象です。なお、原材料ごとの使用状況（数量、金額等）がわかるよう管理を行うこと。ただし、未使用となった原材料費は対象外です。 3. 汎用性が高く使用目的が特定できない揚げ油等は対象外です。
1 4	キャッシュレス決済端末購入費	キャッシュレス決済に取り組む経費 1. 決済端末本体購入費 2. インターネットの接続工事費等（通信費は除く。） 3. 汎用端末（パソコン、タブレット等）の購入費 4. 暗証番号入力用キーパッドの購入費 5. 電子マネー決済用の非接触型リーダライタの購入費 6. バーコードリーダーの購入費 その他、キャッシュレス決済関連機器等の購入費 ※いずれも新規契約し購入した物品が対象です。
1 5	農業用ハウス建設に資する経費	農業用ハウス等の建て替えを含む新設に要する経費 1. 「農業用ハウス施設本体」、「本体工事と一体的に整備を行う必要のある付帯設備」、「整備する土地の造成費」のうち、町長が認める経費であること。 ※中古資材を用いた場合も対象となります。 ※消耗品や農業経営以外に使用できるような汎用性の高いものは対象外です。 2. ハウスを自己施工するときは、その資材購入費が対象となります。 ※申請者やその家族、申請者が経営する事業所が施工する場合の工賃や人件費は対象外です。
1 6	スマート化に資する経費	業務の効率化、省力化を目的とした生産性向上に取り組む経費 1. 生産性向上に効果的な自動化装置、ソフトウェア等の購入及び改良費 2. 生産性向上に関する人材育成費（セミナー等の受講料） 3. 設備導入に伴う社員の教育訓練費 4. 農業技術の向上や生産の効率化に資する機器及び技術導入に要する経費（通信費は除く。） ※該当する機器等については農林水産省が定める「スマート農業技

		術カタログ」を参照 5. 技術支援者とともに開発した自作の機器に要した工具、材料、 にかかる費用
17	その他	町長が特に必要と認める経費

●補助対象外となる経費

- (1) 著しく汎用性が高く使用目的が特定できないもの
- (2) 既存（本体）事業との区分が不可能である経費
- (3) 飲食、娯楽、接待の経費
- (4) 不動産の購入経費、賃貸の際の保証金、敷金に類すると認められる経費
- (5) 中古品の購入費（農業用ハウス建設費は除く。）
- (6) 人件費
- (7) 公租公課
- (8) 振込手数料・代引手数料
- (9) 公共交通機関以外の交通費
- (10) その他、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

補助対象者の要件

1. I からⅨの補助事業については、共通で次の要件があります。
 - (1) 事業の立案及び実施並びに会計処理を的確に行うことができる者
 - (2) 暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
 - (3) 町税及び町債務を滞納していない者
2. その他要件等については、「産業活性化基金事業補助金交付要綱」による。